

「医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（案）に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

令和6年10月28日

厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室

標記について、令和6年8月30日から令和6年9月28日まで御意見を募集したところ、2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご意見	ご回答
<p>なんの薬についても、薬に副作用はある。副作用の説明書もせず、患者に投与する医師が多く感じます。</p> <p>なんの病名、薬についても、薬害はあると思うので、被害対象でないのは考えられないです。絶対に。</p>	<p>医薬品副作用被害救済制度では、医薬品の製造販売業の許可を受けて製造販売された医薬品等を制度の対象としていますが、がんその他の特殊疾病に使用される医薬品等については、相当の頻度で重い副作用の発生が予想される一方、重篤な疾病等の治療のためにその使用が避けられず、かつ、代替する治療方法がないこと等の理由により、制度の対象とならないものとして、厚生労働大臣が指定しています。</p>
<p>重篤な副作用があるのかわかっているような医薬品を採った場合、副作用被害救済制度の対象から外れるのが基本であるにもかかわらず、今回の救済対象拡大の背景は、为什么呢？</p> <p>副作用の危険が高いのに、それをわかったうえで使用するのは自己責任であるべきですが、この「重篤な疾病等」というのは、ワクチンの副作用によって引き起こされたものも含まれるのでしょうか？それであれば、やむを得ない部分もありますが、もしそうであれば、ワクチ</p>	<p>今般、アザチオプリンについて、厚生労働科学特別研究事業「アザチオプリンの副作用発現頻度に係る調査研究」が実施された結果、副作用発現頻度や重篤な副作用の発生頻度、遺伝子多型検査による副作用発生回避の可能性等を考慮すると、一部の疾病に対して使用する場合には、救済対象から除外することが相当とは言えないと考えられることから、一部の疾患に対して使用する場合には除外医薬品の指定を解除することとしました。</p>

<p>ンの接種は即刻中止すべきです。</p>	<p>なお、除外医薬品の判断を行う際、医薬品の効能又は効果が「重篤な疾病等の治療」に該当するか個別に検討を行うこととなりますが、「重篤な疾病等」については、主に、がん、肉腫、白血病、移植に伴う免疫拒絶反応等を指しています。</p>
------------------------	---